

<別紙1>

第三者評価結果報告書

① 第三者評価機関名

ナルク神奈川福祉サービス第三者評価事業部

② 施設・事業所情報

名称：横浜市井土ヶ谷保育園	種別：認可保育所	
代表者氏名：高岩 恭子	定員（利用人数）：117名（125名）	
所在地：横浜市南区井土ヶ谷下町13-17		
TEL：045-715-0188	ホームページ：	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 1976年6月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：横浜市		
職員数	常勤職員： 25名	非常勤職員 34名
専門職員	園長・副園長 2名	
	主任 1名	
	保育士 42名	
施設・設備 の概要	（居室）	
	（設備等）	
	乳児室（0～2歳児） 4室	建物の構造
	幼児室（3～5歳児） 3室	鉄筋コンクリート造り2階建て
	沐浴室 1室	建物総面積 741.77㎡
	調理室 1室	園庭 429.00㎡
	トイレ 4室	
	事務室 1室	
	職員休憩室（更衣室） 3室	
	地域子育て支援室 1室	
	調乳室 2室	
休憩室 2室		

③ 理念・基本方針

【保育理念】

すべての子どもたちが自分をかけがえのない存在と感じ、自信を持って生きていけるような保育をします。

【基本方針】

豊かな人間性を持った子どもを育てる。

【園目標】

- ・ ころもからだも元気な子
- ・ いきいきと活動する子
- ・ おもいやりのある子
- ・ 感性豊かな子

④ 施設・事業所の特徴的な取組

【立地および施設の概要】

横浜市井土ヶ谷保育園は、京浜急行井土ヶ谷駅から徒歩12分、市営地下鉄蒔田駅から徒歩5分に位置しています。下町の雰囲気がある住宅地に囲まれ、静かで落ち着いた場所にあります。近くには大岡川が流れ、近隣には大小様々な公園があり、自然が豊かです。また、近くには蒔田中学校や横浜商業高校があります。

園は昭和51年に開園し、平成21年に育児支援センター園、平成24年にネットワーク事務局園として業務を開始しています。平成25年には園庭に別棟（0歳児クラス室と多目的室）を新設しました。令和3年には、園舎の大規模修繕を開始しています。園舎は鉄筋コンクリートの2階建てで、429㎡の園庭やテラスがあります。

クラスは全7クラスで1、2歳児の混合クラスがあります。0歳児は別棟、1、2歳児は2階、3～5歳児は1階の保育室を使用しています。現在は0歳児から5歳児125名（定員117名）が在籍しています。

【園の特徴】

園は大規模な横浜市立保育園であり、育児支援センター園、ネットワーク事務局園の業務も担っています。育児センター園として、地域のニーズにこたえ、気軽に立ち寄れる保育園を目指しています。また、ネットワーク事務局園として、南区内の保育教育施設をつなぐ役割として、研修企画や運営等を行い、南区の事業に取り組んでいます。子どもや保護者の状況、南区の地域環境等からニーズを捉え、積極的に園運営を行っています。

理念や方針にもとづいて、子どものありのままの姿を受けとめ、安心してのびのび過ごせる保育を行っています。1、2歳児のクラスは3クラスあり、2歳低月齢児と1歳高月齢児で編成されている1、2歳児混合クラスは、子ども一人ひとり無理のない育ちに対応しています。

コロナ禍の影響については、今までの保育を見直す良い機会ととらえ、子どもや保護者、地域の支援等のニーズを把握し、きめ細かい支援の仕方を考え取り組んでいます。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	2021年5月17日（契約日） ～ 2022年2月25日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	2回（2016年度）

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

1. 保育の意図や保育内容を視覚化して保護者に伝える取組

保護者に子どもの姿や成長を伝え、ともに喜び合えるよう、日々の保育をドキュメンテーション形式で視覚化しています。さらに、遊びや活動を通して、子どもにどのような力が育つのかを伝える工夫をし、保護者と子どもの育ちを共有しています。

活動や遊びを通して子どもに育つ力について、保育所保育指針における「0歳児保育の3つの視点」（3色）「1、2歳児保育の5領域」（5色）「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」（10色）を色分けして示しました。ドキュメンテーションの子どもの姿に色のシールを貼り、その横には「あそびの中での、このような子どもたちの姿を大切に保育しています」といった形で色の説明文を掲示しています。

2. 子どもの発達に応じた活動が展開し活動が広がる工夫

0～2歳児クラスでは、保育士が信頼関係を築きながら、子どもがさまざまなことに興味を持てるようにしています。3～5歳児クラスでは、子どもの興味や気づきから、さまざまな活動に展開していけるように、保育士が支援しています。保育士は子どもを注意深く見守り、子どもの様子に気づきながら、子どもが主体の保育の実践に努めています。

3歳児クラスでは、園庭遊びで見つけたダンゴムシが「何を食べるのかな」と園児が興味をもったことから、帽子を作ってダンゴムシになりきったり、ゲームを行ったりしています。ダンゴムシのゲームや体操は、運動会の取組にもなりました。

4歳児クラスでは、スナックえんどうや枝豆の栽培から始まり、子どものアイデアを取り入れ、豆の絵カード制作やお豆の体操等に取り組みました。また、実物の豆で遊ぶ活動では、数や形等にも興味を持てるようにしました。

5歳児クラスでは、子どもたちが「やりたい」と発信した蚕の飼育で「かいこのうんち、こんなのある」と気づき、変化を調べました。子どもたちが「かいこが安心して繭を作れるお家をつくろう」とアイデアを出し合い、お家を作りました。繭で制作した人形は、シルク博物館の展示会に出展しました。

3. 「保育の質の向上に向けた組織的な取組」としての園内研修

全職員が「保育が楽しい」と感じられるよう、日々の保育を語り合い、振り返りを行っています。園では、保育士が「保育」って楽しい、「保育」を語るって楽しいをテーマに、園内研修等、保育の質の向上に向けた組織的な取組を行っています。

園内研修は、職員自ら計画を立てて実施し、研修テーマも職員が積極的に提案しています。2021（令和3）年度はジャングルジム、蜂、窒息等のテーマを職員が提案し、園内研修として「事故が起こったとき・頭を打ったとき・誤食の対応」のロールプレイ研修を行っています。

園内研修で話し合った「子どもの主体性について大切なこと」は「子どもの主体性を大事に保育をしていること」としてまとめ、玄関ホールに掲示しています。

園内で公開保育を行い、保育士同士が「保育」や「子どもの行動」等を語る場を設けています。保育士が互いの「保育の良いところ探し」をすることで得た気づきは、保育の質の向上につながっています。

4. 子どもの人権に配慮した保育を実践するための継続的な取組

園では、代行保育士（主任）が全職員に対して「子どもの人権を考える」研修を定期的に行い、職員は外部研修にも積極的に参加しています。「子どもの人権チェックリスト」の定期的な実施や「まいにち保育」の日めくりカレンダーの活用で、職員に気づきを促しながら、子どもの人権に配慮した保育を実践しています。

◇改善を求められる点

1. 「住民の安全・安心のための備えや支援」の取組を地域に伝える工夫

地域防災や支援については、マニュアルを整備しています。マニュアルには、住民が避難してきたときの方針が記載されており、実情に合わせて対応することになっています。また、園の避難訓練では、消火器訓練・煙体験、AEDの使い方研修を行っています。今後、住民のための災害時の備えや支援への取り組みを、地域住民に伝えることが期待されます。

⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

【受審の動機】

平成28年に第三者評価を受審しておりますが、新しい評価基準での受審は初めてとなります。現在の井土ヶ谷保育園の保育を振り返り、全職員が更に保育の質の向上を目指すために、今回、第三者評価の受審をすることといたしました。

【第三者評価を受審して】

職員全員が、神奈川県版の共通評価・内容評価や第三者評価ガイドラインを読み込みました。プロジェクトを立ち上げ、6グループに分けリーダーを中心に、週1回の話し合いをしました。コロナ禍ということもあり、密にならないよう時間や場所を分け行いました。グループ内では、職員一人ひとりが発言し、項目ごとに日々の保育に関する意見や気づき、改善点が出され保育の語り合いをすることができました。環境の整備や保育内容の改善等にもつながりました。「子どもの主体的な活動」「人権の尊重」等を通して子どもや保護者に寄添い、「今、自分たちができること」を改めて考える良い機会となりました。

【今後に向けて】

「保育の工夫や園内研修」「人権に配慮した保育」「保護者に伝える取組」について、高評価をいただきました。これからも職員とより一層努力を重ね、保育の質の向上へとつなげていきます。今後は、防災に関して、園内だけでなく地域住民へ伝える方法を検討していきたいと思えます。

最後に第三者評価の受審に際し、お忙しい中アンケートに協力していただいた保護者の皆様、ご尽力いただいた評価機関の皆様に心より感謝申し上げます。大変お世話になり、ありがとうございました。

⑧ 第三者評価結果

別紙2のとおり

<別紙2-1(共通評価・保育所版)>

(別紙)

第三者評価結果(横浜市井土ヶ谷保育園)

※すべての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・cの3段階)に基づいた評価結果を表示する。
 ※評価項目毎に第三者評価機関判定理由等のコメントを記述する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
【1】	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント> ・理念や保育方針等は横浜市「井土ヶ谷保育園利用のご案内」等に記載しています。 ・横浜市立保育園では、共通の理念、保育方針を掲げ、目指す方向や考え方を示しています。これに基づき園目標を掲げ、保育姿勢を示しています。 ・職員には、職員会議等で周知し、職員が理念や保育方針等を記載した携帯用ミニポケットカードを所持することで意識付けしています。 ・幼児教育を行う施設として共有すべき事項として「井土ヶ谷保育園の保育の柱」を作成し、園が目指していくこと、そのために行うこと、幼児期の終わりまでに育てほしい10の姿等を記載しています。これをもとに、保護者に理念や保育方針を説明し、周知を図っています。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
【2】	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント> ・園長は、横浜市立保育園として、横浜市や南区の方針にもとづいて園運営を行っています。社会福祉事業全体の動向は、横浜市こども青少年局や全国保育協議会等から情報を得ています。また、地域の福祉計画策定動向や内容は、南区の区政方針から把握しています。 ・園長は、入所の子どもの数や育児支援利用者数等を毎月分析しています。保育のコスト分析や保育所利用者の推移や分析は、南区こども家庭支援課と連携して取り組み、情報共有もしています。また、地域育児センター園として地域の保育ニーズを捉えています。 ・園長は園運営における適正な事務処理の徹底、経理のリスクの軽減、個人情報データの適正な取り扱いにも取り組んでいます。		

【3】	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園の経営については、園長が統計や予算概要、毎月の入所児童数、育児支援実施数、会計年度任用職員(非常勤職員)充足率等から、課題をまとめています。また、園長と副園長の「行動計画評価書」(MBO)でも課題を明確にしています。 ・園長は横浜市子ども青少年局や南区子ども家庭支援課と連携し、経営状況や改善すべき課題を共有し、職員にも周知しています。 ・人材育成について、会計年度任用職員採用時には研修を実施するなど、改善に向けて取り組んでいます。また、園舎の老朽化にともなう大規模修繕は、横浜市子ども青少年局や建築保全公社と連携し、年度ごとに進めています。 		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
【4】	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市立保育園として「横浜市中期4か年計画」「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」「公立保育所アクションプラン第4次」を中・長期計画としています。「市立保育園のあり方に関する基本方針」「南区運営方針」に沿って園運営を行っています。 ・「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」は、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を、具体的な内容で示しています。 ・横浜市子ども青少年局では「各年度の市立保育園予算一覧」を策定し「予算概要」として公表しています。 ・中・長期計画の見直し等は、横浜市子ども青少年局で行い、園長は18区代表園長会や課長園長会に出席し、課題の抽出や課題の振り返りを行っています。 		
【5】	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園の単年度の計画は、横浜市中・長期計画の内容や横浜市子ども青少年局事業計画にもとづいて策定しています。横浜市子ども青少年局事業計画には、横浜市中期4か年計画に掲げた「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」の9つの施策を推進することや具体的な事業内容、予算等について明示しています。 ・園の単年度の計画は、行事計画ではなく、目標の全体像と事業計画に分け、具体的な内容となっています。 ・単年度の計画は、開始月や回数等を設定しており、実施状況等の評価を行える内容となっています。 		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
【6】	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長と副園長は、職員の意見を職員会議やミーティングで聞きとっています。また、園の課題を「行動計画評価書」(MBO)にまとめ、事業計画策定につなげています ・実施状況は各担当者が状況を把握し、園長、副園長に報告しています。 ・事業計画は各事業実施後や年度末に職員全体で振り返りを行い、評価しています。 ・評価結果にもとづいて見直しを行い、各事業に取り組んでいます。コロナ禍でもあり、食育計画や異年齢交流計画、幼保小等の計画については、速やかに実施状況の把握を行い、見直しを行っています。 ・事業計画や計画の変更は、職員会議やミーティングで職員に周知するとともに、文書でも配付しています。 		

【7】	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園運営の取組、年間行事計画、クラス運営等は、案内文を配付し周知を図っています。園の自己評価の結果や次年度の課題は園内掲示をしています。大規模修繕に関すること等は掲示や園だより、メールでも伝え、保護者に周知しています。 ・保護者に直接関わる行事予定表等は、保護者に配付しています。保護者会やクラス懇談会において、園運営の取組、年間行事計画、クラス運営等の説明をしています。懇談会の資料として、保護者からの質問や意見をまとめたものを保護者に配付し、理解が深められるように工夫しています。 ・保護者への周知方法として、写真等を用い分かりやすく伝えることを検討していますので、今後、さらなる工夫が期待されます。 		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
【8】	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の質の向上の取組は、各計画を策定し、実行後に評価・見直しを行い、改善点を次期計画につなげるなど、PDCAサイクルにもとづいて行っています。 ・保育の内容については、横浜市共通様式による「保育所の自己評価」の実施や「第三者評価」を受審して、評価を行う体制を整備しています。 ・保育所の自己評価は年1回実施し、職員会議で報告、分析・検討しています。また、保護者にも公表しています。 ・2021(令和3)年度は「保育って楽しい、保育を語るって楽しい」をテーマに、保育士等が年間でやっていきたいことを「井土ヶ谷保育園 保育の質の向上に向けた組織的な取組」としてまとめ、職員に周知しています。 		
【9】	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保育所の自己評価」で、課題への取組状況と次年度の改善計画を文書化しています。 ・改善課題は職員間で共有しています。職員会議や乳児会議、幼児会議、担当会議等で検討し、計画的に実践につなげています。 ・課題への取組状況等は、園長、副園長、代行保育士(主任)が確認し、必要な見直しを行っています。 ・コロナ禍において、行事の見直しを行いました。これまで発表会形式だった「おたのしみ会」を変更し、日頃遊んでいる子どもたちの姿を動画上映しました。 		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
【10】	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント> ・園長は、「行動計画評価書」(MBO)の中で、担当業務の現状分析、目標の全体像、重点推進課題に基づく目標や具体的な取組事項・達成時期を明らかにしています。 ・「業務分担表(体制表)」を作成し、園長以下全職員の業務内容や権限・責任を明確にし、周知しています。その冒頭に「園長の役割と責任」を明記しています。 ・「園長不在時の権限移譲」は「業務分担表(体制表)」に、有事(災害、事故等)における園長の役割と責任は「防災マニュアル」に明記しています。		
【11】	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<コメント> ・園長は「横浜市職員行動基準」を理解し、法令を遵守するだけでなく、市民や社会の要請に全力で応えていくという行動規範を意識して行動しています。 ・園長は横浜市の運営責任職(課長・係長職)研修や南区の責任職研修で、雇用・労働・契約・コンプライアンスなどの法令、および福祉分野や環境問題の情報を学んでいます。 ・園長は職員とともに環境に配慮し、光熱費の削減、フロンガス抑制、3R夢(スリム)計画に取り組んでいます。 ・個人情報の取扱いについては、横浜市の「個人情報の取扱い基本ルール」や南区の「公立保育園個人情報基準」をもとに、園独自の「個人情報の取扱いについてのマニュアル」を園長と職員で作成しました。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
【12】	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> ・園長・副園長は、カリキュラム会議やミーティングに出席し、保育日誌を確認することで、クラスの運営状況や子どもの発達について把握し、職員とともに保育の質の向上に取り組んでいます。園長・副園長は「全体的な計画」に基づき、各指導計画への取組状況を評価・分析しています。 ・園長・副園長は毎年、園内の組織体制について、職員の希望、モチベーション、知識、能力、経験、職位のバランスを考慮して決定しています。改善課題を取り上げて職員を指導し、保育の質の向上を図っています。また、業務分担として、係決めやプロジェクトチームを作っています。 ・研修を受講した職員には、研修報告として自分の言葉で1分程度報告する機会を作っています。		
【13】	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> ・園長は、「横浜市人材育成ビジョン」の基本方針「人材こそが最も重要な経営資源である」に基づき、人事考課、人事異動、研修などの人材育成に取り組んでいます。職員の業務内容と進捗状況を把握し、業務の進め方を指導しています。 ・園長は、職員同士が互いに業務内容を理解したり進捗状況を把握したりすることで、風通しのよい職場を目指しています。また職員自ら考え行動する環境作りをしています。 ・保育園職員で構成する安全衛生委員会があり、毎週の職場巡視(隔月で南区福祉保健センター一長も参加)を行うとともに、検討事項や指摘事項をまとめ、改善方法を検討しています。		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
【14】	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<コメント> ・「横浜市研修計画」は職位や課題で分かれており、段階に応じた研修を計画しています。また、キャリアアップや昇任、昇給につながる仕組みもあります。園では、能力開発のためにも職員に研修の受講を推奨しています。 ・保育士は「横浜市人材育成ビジョン」で規定されている「キャリア自己分析表」(人材育成の達成目標を3ステップに区分し、目標と姿勢・行動を例示したもの)に毎年度チェックしています。 ・「保育士スタッフ枠簡易計算シート」を用いて、横浜市や南区との連携により計画に基づいた人材確保を行っています。 ・保育士資格のない職員には、取得に関する情報を提供し、保育士試験対策講座の受講を推奨しています。		
【15】	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<コメント> ・人事基準は「横浜市人材育成ビジョン」に明記されています。職員は横浜市の人材育成研修を受けています。 ・横浜市の人事基準に基づき、「人事考課」や「行動計画評価書」(MBO)による評価を実施しています。 ・常勤職員は「目標共有シート」を作成しています。園長は、常勤職員がそれぞれの目標を達成できるよう指導しています。 ・保育士は身につけた専門能力や経験を「キャリア自己分析表」に記入し、将来への見通しや具体的な目標に向けて取り組んでいます。 ・園長は、職員の能力や経験により「係長昇任試験」を推奨し、面談やアドバイスで受験および合格を支援しています。		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
【16】	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
<コメント> ・職員は横浜市の職員健康課によるメンタルヘルス指導を受けています。また、横浜市の健康相談室が利用できます。全職員は年1回ストレスチェックを受けています。 ・園長と副園長は職員との面談を年に3回(年度始め、中間期、年度末)行っています。 ・育児休業から復職した職員は、希望により子どもが1歳6か月に達する日まで、朝夕の育児時間休暇を取得しています。 ・ワーク・ライフ・バランスに考慮して、有給休暇は必ず5日以上、できれば10日以上取得できるように取り組んでいます。 ・職員の業務内容の把握と共有を目的にボードを作成し、事務時間の取得希望とそれに対応する応援要員も記入するようにしています。		

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
【17】	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員一人ひとりが1年間の目標設定を行い「目標共有シート」を作成し、業務目標、具体的取組事項・達成時期、能力開発目標を策定しています。 ・園長と副園長は職員面談を年3回行っています。年度当初は目標を共有し、中間期では進捗状況を確認し、年度末には設定した目標の達成度を確認したり振り返りを行ったりしています。 ・会計年度任用職員は、「人事考課書」を活用し自ら目標を立て、年度当初の園長と副園長との面談により目標を明確にしています。年度末の面談で園長と副園長は、1年の振り返りと目標の達成度を確認・評価し、人材育成につなげています。会計年度任用職員の共有目標は、ミーティングで情報交換し取り組んでいます。 		
【18】	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の「保育士キャリアラダー」には、職員としての経験や能力に応じた役割が明文化されています。 ・横浜市総務局人材開発課や、横浜市子ども青少年局が研修を実施しています。保育士は「キャリア自己分析表」に、実務能力、専門能力、経験した業務、研修履歴、取得した資格を記録します。これを基に、今後力を入れたい能力・知識、専門能力向上のための研修・取組を明確にして計画的に研修を受講しています。 ・園内研修は、職員が研修テーマを積極的に提案し、自ら計画を立てて実施しています。職員が話し合った「子どもの主体性について大切なこと」を玄関ホールに掲示したり、事故対応のロールプレイ研修を行ったりしています。 		
【19】	II-2-(3)-③ 職員一人ひとり教育・研修の機会が確保されている	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長は、各職員と「目標共有シート」で目標を共有しています。職位や経験、担当を考慮し、必要な研修を推奨しています。職員は経験に応じた研修を積極的に受講しています。 ・新採用職員には、横浜市で策定された2年間のトレーナー制度があります。トレーナー研修を受けた職員が1対1で指導に当たっています。 ・横浜市子ども青少年局、南区などの研修予定や内容は、「研修受講者計画表」を回覧や掲示により職員に周知しています。 ・職員は研修受講後、横浜市子ども青少年局や園に報告書を提出するだけでなく、ミーティングで1分程度研修内容を報告し、他の職員とも学びを共有しています。 		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
【20】	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保育実習生受け入れマニュアル」を作成し、保育実習の基本方針を明記しています。 ・代行保育士が「実習にあたっての心得」を用いてオリエンテーションを行い、守秘義務や心得を説明しています。保育士、看護師、保健師、子育て支援員それぞれの実習目的に合った実習を実施しています。 ・実習生の受け入れは、養成校の意向に沿ったプログラムになるよう、事前に確認しています。 ・代行保育士や経験豊富な保育士は横浜市子ども青少年局の実習生指導者研修を受講しています。園長、副園長、代行保育士、担任保育士は、実習日誌に目を通し、必要に応じて指導や助言をしています。 		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
【21】	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<コメント> ・子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」に園の概要、保育方針、保育の内容を掲載しています。横浜市の子ども・子育て支援事業計画や財政状況は横浜市のホームページに公開されています。南区の育児支援事業については、子ども子育て情報として広報紙に掲載されています。 ・園は、ネットワーク事業の事務局の役割を担っており、南区全体の保育・教育施設に、子育て事業内容一覧や区のネットワーク研修のお知らせを配布しています。 ・園だよりで園の活動を地域に伝えています。近隣の小学校(大岡、南太田、井土ヶ谷)には5歳児が届けています。苦情解決第三者委員には郵送しています。		
【22】	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<コメント> ・横浜市の事務分掌規程において、市立保育園の事務・経理の範囲が決まっています。執行管理については南区との連絡調整で実施することや、園長、副園長、代行保育士等の役割や権限が明確になっています。 ・2020(令和2)年度までは毎年「市立保育園調査基礎資料」を、横浜市こども青少年局に提出し、園の運営状況が確認されていました。2021(令和3)年度からは「市立保育園一般指導監査資料」を提出し、実地監査を受けることになっています。 ・横浜市立保育所では、内部監査として「横浜市こども青少年局が行う監査」があります。平成30年度には、外部監査として外部監査人が横浜市こども青少年局を対象として財務事務の執行について行われています。		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
【23】	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<コメント> ・園の掲示板に「南区の子育て支援事業のご案内」を掲示しています。また、南区にある2つの公園で行っている「てくてくひろば」や南区の4つの保育園の相談事業や園庭開放の案内「みなっちひろば」にも掲示しています。 ・5歳児は、地域のボランティア(保育応援隊)の方々や土木事業所の職員と花の種を蒔き育て、苗を公園の花壇に植え替えに行きます。水撒きや公園清掃も地域の方々と交流しながら行っています。 ・南区の社会資源を紹介したパンフレット(「南区子育て応援マップ」や「子育て家庭の相談窓口」等)を玄関に置き、子どもや保護者のニーズに応じて情報を提供しています。		

【24】	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアや職業体験の受け入れについて「ボランティア受け入れマニュアル」があり、受け入れ時の基本姿勢を明文化しています。 ・ボランティアの受け入れに際して、事前のオリエンテーションでは、子どもの名前を呼び捨てにしないなどの基本的事項を説明しています。 ・地域の中学生の職場体験学習を受け入れています。子どもとの交流や保育士の仕事の紹介をしています。 ・例年は地域のボランティア(保育応援隊)とは、花植えの会、公園清掃活動、おはなし会等「応援隊年間計画」を作成し、園の「全体的な計画」にも取り入れ、子どもたちの豊かな経験となるよう取り組んでいます。コロナ禍で、おはなし会は保育士が行いました。 		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
【25】	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・南区こども家庭支援課(区の保健師)、横浜市中心児童相談所、横浜市中心部地域療育センター等の関係機関の連絡先一覧および連携のフロー図を作成しています。これらを事務室に掲示し、全職員が活用できるようにしています。 ・各関係機関の定期的な会議には、南区の公立保育園の責任職(園長・副園長)が分担して出席しています。 ・横浜市中心部地域療育センターの要配慮児に関する巡回訪問を年2回実施しています。南区福祉保健センターの保健師とは、見守り家庭について情報共有し、虐待を疑われる子どもについての早期発見・早期解決に向け、密な連携を取りチームで対応しています。園長は要保護児童対策地域協議会へ参画しています。 		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
【26】	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・南区の育児支援センター園として、育児相談、園庭開放、育児講座、交流保育、公園交流を実施しています。また、大岡地域ケアプラザの赤ちゃん学級に担当者を派遣し支援しています。これらの事業から、地域のニーズや課題を把握するようにしています。コロナ禍において、地域育児支援は、非接触での方法を検討し、取り組みました。 ・横浜市のネットワーク事務局園として、専任保育士が南区内の全保育園を訪問し、連携して福祉ニーズの把握に努めています。 ・南区では、各福祉団体が参加して「もっとねっと会議」を年2回開催しています。各団体がグループにわかれ、福祉ニーズを話し合い、今何が必要とされているかを共有しています。 		
【27】	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・南区地域子育て支援拠点「はぐはぐの樹」と連携し、地域貢献に関する情報を共有しています。 ・地域の育児支援として一時保育、育児相談、育児講座、園庭開放を実施しています。実施後にアンケートを取り、次回に役立てています。 ・「保育・教育施設班活動マニュアル」には、住民が避難してきたときの対応が記載されており、実情に合わせて対応する方針です。互いの避難訓練に参加するなどにより、災害時の地域住民を支援する取組と、その取組を地域住民に伝えることが期待されます。 		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
【28】	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<コメント> ・理念や基本方針は「児童憲章」にもとづいており、園目標にも反映しています。保育姿勢を明確にすることで、職員が子どもを尊重した保育を理解し実践しています。また、職員の意識付けとして、保育理念や方針、児童憲章等のミニカードを作成し、全職員が携帯しています。 ・全体的な計画には社会的な責任として人権の尊重を明示し、保育園マニュアル(各種業務マニュアル)や各指導計画等には、基本姿勢を反映しています。 ・代行保育士が全職員に「子どもの人権を考える」研修を行っています。また、園内で他クラスの保育を見る機会を持つことで、職員同士が尊重し合い、子どもも互いを尊重する心を育てる取組につながっています。		
【29】	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
<コメント> ・園の「プライバシー保護」のマニュアルを整備しています。プライバシー保護については、人権に関する研修で取り上げています。行事や活動に応じて、職員会議で対応を確認しながら保育を行っています。 ・水遊びやシャワーをする時は、外部から見えないように目隠しを活用し環境を整え、シャワー後は、タオルを体に巻くことを子どもたちと確認しています。散歩時等は、園関係者以外の人に子どもの写真を撮られないようにしたりしています。 ・子どもには、活動場面ごとに危険から身を守るために必要なことを伝えています。保護者には、プライバシー保護に関する取組を周知し、入所時に文書でも説明できるよう取り組んでいます。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
【30】	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<コメント> ・南区役所と園の掲示板に「園の紹介」を掲示しています。インターネットでは、子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」に園の概要を公表したり、YouTubeで園を紹介する動画を配信したりしています。「育児支援事業のご案内」を南区の子育て支援拠点等に配布しています。 ・利用希望者には、予約制で受け付け、園紹介のリーフレットを活用し、丁寧に説明しています。離乳食の質問が多いため、初期・中期・後期・完了期の離乳食と乳児食の写真をアルバムにまとめ、わかりやすく説明できるよう工夫しています。 ・利用希望者の相談内容によっては、関係機関(横浜市中部地域療育センター等)を紹介しています。		

【31】	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園時に、保護者に対して「横浜市井土ヶ谷保育園利用のご案内」(兼重要事項説明書)を用いて、入園説明会を行っています。延長保育を含む保育時間については図を載せたり、比較のために表を使ったりして保護者が理解しやすい工夫をしています。 ・入園説明会では、持ち物は実際使用しているものを見本とし、わかりやすく伝えています。質疑応答の時間を設けて丁寧に説明しています。 ・外国籍の保護者には、通訳を依頼したり自動翻訳機を使ったりして、文化の違いに配慮しながら丁寧に説明しています。また、特に配慮が必要な保護者には、ルビ版の資料や写真で見せるなど、南区こども家庭支援課と連携し対応しています。 		
【32】	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市では「保育所の変更に伴う引き継ぎの書類の提供は、個人情報保護の観点から、情報提供が必要な場合であっても、保護者の同意が得られる場合のみ情報提供を行います」という見解を示しています。保護者から保育所変更等の申請を受けたときは、南区役所と連携を取り、対応しています。 ・園利用終了後の相談担当者は園長です。転園先からの問い合わせにはすぐに回答せず、園長に相談して対応するよう職員に周知しています。 ・退園する子どもの保護者には、今後も相談に応じることを説明し、問い合わせ先電話番号を記した文書を渡しています。 		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
【33】	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は日常の子どもの様子・しぐさ・言葉を把握し、気になる姿を敏感に捉え、それらを他の職員とも共有し、保育内容や環境整備に生かしています。 ・運動会等の行事の際にアンケートを実施し、今後の活動に反映させています。 ・園長と副園長は、保護者会に年2回参加して、保護者の声を聴いています。保護者との個人面談は、コロナ禍で、悩み・質問・気になること等を紙面で受け取り、送迎時に回答するようにしました。 ・年2回のクラス懇談会で保護者と話し合い、懇談会報告書を作成しています。 ・「保育所の自己評価の保護者アンケート」で利用者満足に関する調査を実施し、職員会議やカリキュラム会議で分析・検討しています。 		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
【34】	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「重要事項説明書」に苦情解決のための仕組みを図示しています。苦情解決第三者委員の連絡先は「重要事項説明書」に記載し、玄関ホールと各階の廊下に掲示しています。 ・玄関ホールには「ご意見箱」を設置し、匿名で苦情や要望を受け付けています。行事の際には保護者アンケートを実施しています。 ・苦情の申し出があった場合、職員会議やクラス会議で協議検討し、保護者に回答しています。内容によっては南区役所、苦情解決第三者委員にも報告しています。苦情内容は対応内容とともにファイルし保管しています。 ・保護者には、内容を考慮して、結果や改善点を直接伝え、全体に関わるものは、園だよりもしくは掲示し伝えています。 		

【35】	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者には、意見、苦情、相談をする機会や方法が、苦情解決第三者委員、ご意見箱、懇談会、個人面談、園長以下全職員であること、さらに南区のこども家庭支援課や広報相談係でも受け付けていることを知らせています。「重要事項説明書」に、苦情解決のための仕組みを図示し、相談・苦情窓口や苦情解決第三者委員、ご意見箱を説明しています。説明に納得いかないときの連絡先が横浜市福祉調整委員会事務局であることも案内しています。 ・保護者と面談する場合、多目的室、事務室、パーテーションを利用し、保護者が安心して話せるよう配慮しています。 ・入園説明会および各行事で、保護者に苦情解決第三者委員を紹介しています。 		
【36】	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・玄関ホールには「ご意見箱」を設置しています。行事のあとと年度末には保護者アンケートを実施しています。 ・保護者からの相談や意見に対して「苦情対応マニュアル」を作成しています。 ・相談を受けた職員は、他の職員や担任、代行保育士、園長、副園長にその内容を伝え、すぐに会議やミーティングの議題としています。登園時の意見や質問には、降園時に回答できるように努めています。検討に時間がかかる場合には「回答できる日にち」を伝えています。0～2歳児の保護者の場合、個人連絡票を活用し、相談日時や場所を調整することもあります。 ・保護者アンケートや振り返りを分析し、「苦情対応マニュアル」を毎年見直しています。 		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
【37】	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事故防止マニュアル」「安全マニュアル」を作成し、地震、火災、水害、停電それぞれの体制や対応を記述しています。南区市立保育園の「おももりマニュアル」には緊急時の対応手順が記載されています。 ・安全点検を毎日行い、記録しています。職場巡視を週1回行い、隔月には南区福祉保健センター長も安全確認をしています。 ・けがが発生した場合、事故報告書を作成し、安全衛生委員会で分析や再発防止策を検討しています。ヒヤリハットも報告書を作成し、職員に周知しています。事故やヒヤリハットが起きた箇所を把握するため、園内地図にシールを貼付けています。 ・事故対応訓練や事故対応研修を2か月に1度行っています。 		
【38】	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策の責任者は園長で、安全衛生委員会を毎月開催し、南区福祉保健センター長(医師)から感染症についての指導を受けています。 ・衛生管理や健康管理マニュアルを整備し、職員に周知しています。また、南区の「おももりマニュアル」があり、感染症が発生した場合、その手順に沿って対応しています。感染発生情報は玄関に掲示し、メールやスマートフォン専用アプリにて配信しています。 ・看護師巡回訪問では、職員に嘔吐処理研修、子どもには手洗い指導や咳・くしゃみエチケット指導を実施しました。 ・コロナ禍で、職員や保護者には感染拡大予防策を徹底し、地域交流は年長児のみマスクを着用した上で、可能な範囲で行っています。 		

【39】	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「防災マニュアル」に、災害時の役割分担を記載しています。 ・河川に近いため洪水浸水の発生を想定して、垂直避難を訓練し、備蓄品も2階に保管しています。 ・毎月1日には、災害伝言ダイヤルの体験訓練をしています。災害時の引き取りの訓練を、年1回実施しています。 ・備蓄品については備蓄リストを作成し、子どもと職員全員の3日分を確保しています。紙おむつ、簡易式トイレ、ランタン、ガスレンジ、紙皿、紙コップも準備しています。 ・避難訓練を毎月行い、消防署立会いのもと、消火器訓練・煙体験、AEDの使い方研修も行っています。近隣住民にも、訓練や研修を知らせるなど、避難訓練への呼びかけが期待されます。 		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
【40】	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園マニュアルや南区の「おもりマニュアル」を整備しています。マニュアルには標準的な実施方法を記載しており、権利擁護に関わる姿勢等を明示しています。 ・全職員が「おもりマニュアル」を携帯し、内容を理解し保育にあたっています。園長と副園長は、保育日誌に目を通したり、子どもの姿を観察したりすることで、標準的な実施方法に沿って保育が行われているかどうかを確認しています。 ・「全体的な計画」に基づき年間・月間・週間の指導計画を作成していますが、0～2歳児には個別の指導計画を策定し、画一的な保育とならないよう取り組んでいます。3～5歳児に対しても一人ひとりの課題を見つけ、臨機応変に対応しています。 		
【41】	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員会議やミーティングでの振り返りや話し合いの結果をもとに、各種マニュアルは随時見直しています。 ・月間指導計画の「自己評価」欄や「保育士の振り返り」欄に記入された内容をもとに、「全体的な計画」を毎年末に検証し見直しています。話し合いと実践を繰り返すことで、子どもの姿から発達の様子や思いをくみ取る保育士の力が伸びています。指導計画と照らし合わせ、PDCAサイクルを機能させて、保育の質の向上につなげています。 ・年度末に行う「保育所の自己評価の保護者アンケート」の結果から、課題や検討項目を洗い出し、「全体的な計画」や指導計画に反映するようにしています。 		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
【42】	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園時には、保護者と面談し、児童票の記載を確認しています。 ・アレルギー対応や食事形態に関して、調理員や保育士が参加して、アセスメント等に関する協議を実施しています。 ・全体的な計画に基づき、年間指導計画、月間指導計画、乳児個別指導計画、配慮の必要な幼児には幼児個別計画を作成しています。 ・必要に応じて、保育士、保健師、横浜市中央児童相談所職員等が参加してカンファレンスを行い、協議した結果を個別指導計画に生かしています。 ・支援困難なケースの場合、横浜市中部地域療育センターや横浜市中央児童相談所、南区の子ども相談、保健師相談と連携して、子どもが安心して生活できるよう配慮しています。 		
【43】	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間指導計画は4期に分かれ、期ごとに振り返りと評価を行い、見直しは年度末に行っています。月間指導計画は、毎月自己評価欄に振り返りを記入し、翌月に生かしています。指導計画は乳児会議や幼児会議で見直しを行い、必要な保護者には個別面談で意向や同意を得ています。 ・指導計画の内容変更は、毎月のカリキュラム会議で職員に周知しています。 ・緊急に変更する必要がある場合、園長の了承を経て、毎日2回のミーティングとそのミーティングノートにより、関係職員に伝えています。 ・指導計画は、保育内容、活動、環境構成、保育士の配慮、各家庭への支援や連携、地域との関わり等を振り返り、評価して、次につなげています。 		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
【44】	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人ひとりの発達状況は、児童票や健康台帳、指導計画、個別指導計画、乳児用連絡票兼個人記録、経過記録、保育日誌に記録しています。 ・経過記録の書き方は記載例があります。乳児用連絡票兼個人記録については南区の「おまもりマニュアル」に記入方法を掲載しています。毎年度研修に参加し学んでいます。 ・子ども一人ひとりの発達状況は、ミーティング、アレルギー会議、乳児会議・幼児会議において関係職員で共有しています。 ・横浜市から貸与されているパソコンがあり、有線LANで繋がっています。職員はパソコンで記録や書類を作成したり閲覧したりして、情報を共有しています。 		
【45】	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「横浜市個人情報の保護に関する条例」から「南区公立保育園の個人情報取扱いマニュアル」が作成され、それに基づき、「井土ヶ谷保育園版のマニュアル」を改訂しています。 ・副園長が個人情報の取り扱いについて園内研修を行っています。 ・文書は南区が定めたファイル管理簿で管理しています。家庭や子どもに関する書類は書庫に施錠保管しています。パソコンのファイルにはパスワードを設定しています。 ・業務上知り得た情報は保育の目的外に用いないことを保護者に説明し、保護者に対しても、園児の写真や動画の撮影、SNSへの投稿には十分注意することを、行事のたびに伝えています。これらは「重要事項説明書」に記載しています。 		

<別紙2-2-3(内容評価・保育所版)>

第三者評価結果

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
<コメント> ・全体的な計画を作成するにあたり、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針等の趣旨を捉えたうえで、保育理念、保育方針、園目標を記載しています。 ・全体的な計画の内容については、年齢別の発達、地域との関わり、保護者、地域に対する子育て支援等の項目があり、さまざまな点を考慮して編成しています。今後は、他機関との連携についても検討する必要があると捉えています。 ・全体的な計画は、クラスごとに年齢に見合った内容になっているか、全職員が話し合って完成させています。また、年度末に見直しをして、振り返りを生かしながら修正を加え、次年度分を作成しています。 ・会計年度任用職員(日額)には、出来上がったものを配付し、内容を説明することで共有しています。出勤形態により、全体的な計画の作成に参画が難しい職員であっても、話し合いに関われるような工夫が期待されます。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<コメント> ・保育室は空気清浄機やエアコンを使用し、定期的に窓を開けて換気を行っています。室内の温度や湿度は目標値に沿って調整し、毎日、保育日誌に記録しています。声が騒音にならないよう、子どもには声の大きさの絵を使って説明し、職員もお互いに気を配っています。 ・衛生管理はマニュアルに沿って、園内外の清掃等を行い、衛生チェック表を活用し衛生管理に努めています。 ・子どもが落ち着ける環境を大切に、クッション性が高く小分けにしやすいジョイントマットでコーナーを作るなどの工夫をしています。また、廊下には絵本コーナーがあり、子どもが落ち着ける場所になっています。 ・遊びや食事等の生活のスペースを分けています。生活リズムに合わせ場所を確保し、食事や睡眠の生活空間に見合った環境を整えています。また、トイレにはエアコンが設置してあり、快適に使用できるようになっています。		

【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士は子どもの人権に配慮し、人権を尊重した保育を行うために「子どもの人権のチェックリスト」等で定期的に振り返りをしています。保育士が「まいにち保育」の日めくりカレンダーを目にすることで、人権に配慮し子ども一人ひとりを受容した対応をしています。 ・職員は入園や進級時の家庭環境や家庭の状況を引き継ぎ、子ども一人ひとりの状況と発達状況を把握するようにしています。子どもの入園時の情報や引き継ぎ事項、記録等は、全職員が共有しています。次年度の引き継ぎについては、クラスごとに引き継ぎ事項をまとめています。 ・保育士は子どもに優しい言葉で話しかけ、子どもが安心して自分の気持ちを表現できるようにしています。また、子どもの表情やしぐさから気持ちを汲み取り、子どもを見守ったり代弁したりしながら、子どもに寄り添う姿勢で保育にあたっています。 ・保育士が子どもに関わる際には、声の大きさに気をつけて、穏やかに分かりやすく伝えるように心がけています。また、日頃から保育士同士で保育を語り、声かけ等を振り返る機会を持つようにしています。 		
【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な生活習慣が身につけられる環境として、遊びや食事、睡眠の生活スペースを分け、子どもが動きやすいよう、友達とぶつからないような動線の確保や家具の配置をしています。また、自分のものがわかりやすいように、個人のマークを表示しています。 ・排泄について、おむつ交換時には「今取り換えるね」「汚れちゃったね」と優しく声をかけ、一人ひとりの排泄間隔に合わせて誘ったりして、排泄の自立につながるように援助しています。 ・子どもが自分でやろうとしている時は「やりたい」思いや「できた」という達成感を得られるように、保育士が全て手伝うのではなく、子どもができるところは見守っています。また、子どもが主体的に取り組めるように、時間にゆとりを持ち、保育士は子ども一人ひとりに同じ援助ができるように心がけて対応しています。 ・活動と休息のバランスが保てるよう午睡を取り入れています。睡眠時は、保育室の明るさの調節や空調機器で温度調節をして眠りやすくしています。眠れない子には、体を休ませる大切さを伝え布団の上で横になって休息することを促しています。 ・子どもが手洗いの大切さを知り、丁寧に取り組めるように、手洗いの仕方の写真を貼っています。また、子どもが身の回りのことへの興味や意欲につながるよう、スリッパを揃えて脱げるようにマークで表示するなどの工夫をしています。 		
【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが自分で考えて決められるように、保育室のレイアウトを工夫し、おもちゃは、子どもの発達や興味に合った物を入れ替えながら提供しています。 ・子どもが自発性を発揮できるように、保育室に空き箱等の廃材物を用意し、3～5歳児クラスでは個人のクレヨンやのりをお道具箱に置き、自由に使えるようにしています。 ・園庭や近隣の公園で、体を十分に動かしたり探索活動したりできるようにしています。また、子どもたちが表現活動を自由に体験できるように、日頃から歌や制作、リズム、体操等を取り入れています。 ・友だちとの人間関係が育まれるように、保育士は子どもの思いを代弁したり仲介したりしながら援助しています。年齢に応じて、子どもたちが話し合う場を設け、遊びを自分たちの活動として発展できるように、保育士が声をかけしています。 ・おもちゃを片づける場所や交通ルール等については、子どもが理解するように伝えています。イラストや写真、絵本で視覚的に伝え、子どもが考えたり気が付いたりできるようにしています。 ・コロナ禍で制限はありますが、散歩のときには地域の人に挨拶し、公園愛護会の人と近隣の公園で花植えを行なっています。 		

【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間・月間指導計画を策定し、子ども一人ひとりの発達に応じた保育を行っています。月間指導計画には、一人ひとりの計画を策定し記載しています。 ・おもちゃは、音の出るおもちゃや転がるおもちゃ等を揃え、子どもの手の届くところに置いています。また、子どもの発達に合わせて、指先を使うジョイント遊びやチェーリング落とし等を取り入れています。 ・登園時の対応や授乳、食事、おむつ交換は、できるだけ同じ保育士が対応し、抱っこやスキンシップを重ねて、子どもの情緒の安定を図っています。「アーウ」といった喃語や指差しには「〇〇だね」と代弁しています。 ・食事は家庭や調理員と連携し、その時期に適した形状で提供し、ミルクの量は食事に合わせて調整しています。手づかみやスプーンを使うなど、子どもの自分で食べたい気持ちを尊重し、保育士が援助しています。 ・家庭とは、送迎時や個人連絡票で子どもの様子を共有し連携しています。コロナ禍において、クラス懇談会はWEB会議システムで開催し、写真等を用いて保護者とクラスや家庭の様子を共有しました。また、子どもたちの様子は、随時ドキュメンテーションで0歳児室入口に掲示しています。 		
【A7】	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1、2歳児は、1歳児、2歳児、1、2歳児混合のクラスがあります。 ・保育士は、着替えや食事、遊び等の中で、子どもの自分でやりたい気持ちを尊重し、そばで見守りながら援助しています。また、できるだけ時間やスペースにゆとりを持ち、子どもが自分でやりやすいように、環境も整えています。 ・発達・人数・季節に合わせておもちゃの入れ替えやコーナー作りをして、じっくり遊びこめるようにしています。保育士がやってみせたり一緒に遊んだりすることで、子どもが自発的な活動ができるようになっていきます。 ・保育士は子どもの自我の育ちやイヤイヤ期を受けとめ、子どもが「やりたい」と思っているときは見守っています。「いやだ!」という姿が見られるとき「〇〇ちゃんはまだ遊びたいんだね、これ終わったらお部屋に帰ろうか?」と子どもの気持ちに寄り添い声かけしています。気持ちがぶつかったときには「貸してって、言ってみようか」「〇〇ちゃんはこうしてほしかったんだって」と代弁し伝えています。 ・個人連絡票や送迎時を利用して、日々の家庭での悩み(成長のバランス、偏食、イヤイヤ、おむつはずれ等)や子どもの姿を園と家庭で共有しています。 		
【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳児は「やってみよう」から「できるようになった」という気持ちを感じられるように活動しています。保育士が子どもの興味に合わせて環境を整え、遊びが深まるように援助し、ダンゴムシへの興味から、制作やゲーム遊び等を行っています。 ・4歳児は、友だちと一緒に面白さを感じ、イメージを共有できるように活動にしています。いろいろな気持ちを感じながら、友だちとの関わり方を考えられるよう保育士が援助し、豆の栽培から始まり、絵を描いたりお豆の体操をするなど、一つのことからさまざまな活動に展開しています。 ・5歳児は、子どもたちが見通しを持って生活や遊びを進めていくなかで、自信を持って生活を送れるように活動しています。子どもたちが主体的に決めた活動を保育士が援助し、子どもたちから発信した蚕の飼育では「かいこのうち」の変化調べや繭で人形制作をしました。 ・日々の様子や活動は、掲示や園だより等で保護者に伝えています。コロナ禍において、2020(令和2)年度はクラスごとに、毎日の遊びを保護者に上映しました。2021年(令和3)年度は、運動会の取組をドキュメンテーションで伝え、5歳児のみ園庭で保護者が見られるようにしました。 		

【A9】	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園では障がい児保育を行っており、障がい児保育については「井土ヶ谷保育園利用のご案内」に記載があります。門や園庭から正面玄関にかけてスロープがあり、保育室内はフラット化しています。階段には手すりがあり、多目的トイレも設置しています。子どもにわかりやすいように、イラストの掲示や絵カード、お支度ボードを活用しています。また、子どもの気持ちが落ち着ける場所として、パーテーションやテラス、廊下を使っています。 ・障がいのある子どもや配慮の必要な子どもには、個別支援計画を策定し、配慮事項を月間指導計画に記載しています。 ・個別支援の必要な子どもの成長や配慮事項は、全職員で共有し、保護者とは面談や送迎時に子どもの様子を共有しています。 ・横浜市中部地域療育センターの巡回相談や民間療育の訪問で、対応の仕方の助言をもらっています。 ・障がいについて、子どもたちには「互いに得意不得意なことがあること」を、保護者には「さまざまな子どもたちが一緒に生活していること」を伝えています。情報を必要とする保護者には、子育て相談リーフレットを渡し、相談先の提供もしています。 		
【A10】	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラスごとの1日の流れをデイリープログラムとして作成し、活動、休息をバランスよく過ごせるようにしています。また、子どもの発達等も把握した上で、絵や制作等、子どもがやりたい遊びを選んで楽しめるようにしています。園では朝夕の延長保育内容について、計画を立てるなどの検討ができると捉えています。今後、さらに子どもにとって、より良い保育内容が提供できることが期待されます。 ・コロナ禍においては、延長保育時間であっても0～2歳児と3～5歳児が分かれて過ごしています。3～5歳児クラスでは、状況に応じて部屋を交換したり、パズルやブロック等の玩具を交換したりしています。乳幼児共同になるときは、乳児に危険性のある小さなおもちゃは片づけています。 ・夕方は心身ともに疲れてくる時間帯のため、マットやコーナーを活用し、くつろげるスペースを確保しています。年齢に関わらず子どもの様子に合わせて、保育士と1対1で遊んだり膝にのせたり、スキンシップをとりながら、家庭で過ごすような接し方をしています。 ・職員全体への連絡事項や各クラスの状況はミーティングで共有し、連絡事項は遅番職員に引継ぎをしています。 		
【A11】	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体的な計画には小学校との連携、5歳児の年間・月間指導計画には、就学に関連する事項を記載しています。また、小学校の一日を写真で掲載したアプローチカリキュラムを作成し実践しています。 ・3歳児からは上履きを使用し、5歳児はハンカチを携帯しています。また、保育園生活の中で「自分の持ち物の管理ができる」「時間を意識しながら生活する」等、小学校以降に見通しが持てる機会を設けています。 ・例年、幼保小連携事業の一環で、給食体験や学校体験等を行っています。コロナ禍において、幼保小連携の活動としてWEB会議システムを活用し、小学生と一緒に子どもたちが体操を行い、楽しむ機会を作りました。 ・保護者には、園だよりや保護者懇談会、個人面談等で、就学に向けた園での取組を伝えていきます。コロナ禍において、クラス懇談会はWEB会議システムを活用し、保護者の就学に向けた悩みや思いを共有しました。 ・保育士と小学校教員が共同で、スタートカリキュラム研修を行い、スムーズな移行を図っています。 ・保育所児童保育要録は、5歳児クラス担任が中心となって作成し、園長、副園長が確認しています。 		

A-1-(3) 健康管理		
【A12】	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理マニュアル等を整備し、マニュアルに基づいて、年2回の健康診断・歯科健診を実施しています。コロナ禍において、コロナ関連の電話対応マニュアルを作成し、フローチャートにもとづき、さまざまなケースに対応できるようになっています。 ・毎朝検温し、健康状態、皮膚状態、食欲、ケガ等について、保護者と情報共有しています。登園後の子どものケガや体調悪化は、保護者に連絡し対応しています。子どもの回復後には、体調を確認しています。 ・子どもの保健に関する年間保育計画を作成し、保護者には、年間行事予定表で健康に関する取組を伝えています。また、健康診断や歯科健診の取組の様子は、ドキュメンテーションにして伝えています。 ・SIDS(乳幼児突然死症候群)に関する知識等は職員に周知しており、日々のプレスチェック等を行い記録しています。SIDSに関する情報は、0～2歳児保育室に啓発ポスターを掲示し、入園説明会でも伝え、保護者に周知しています。 		
【A13】	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断・歯科健診の結果は健康台帳に記録し管理して、保健計画や個別支援計画等に反映させています。コロナ禍において、園での歯磨きや歯科健診時の赤染等は自粛しています。歯科医が提供した「歯みがきのしかた」を配付し、家庭での丁寧な歯磨きを勧めています。 ・子どもたちには、健康に関する絵本を読んだり、看護師が巡回した際に健康の話をしたりするなど、健康に過ごすための意識を持てるようにしています。コロナ禍において歯磨きを自粛しているため、5歳児クラスでは、歯科医から歯のみがき方について指導を受けています。 ・健康診断・歯科健診の結果は、「健康記録カード」や「歯科健診結果のお知らせ」として保護者に伝え、情報共有しています。診察の結果によっては通院を促しています。また、保護者には、健診前に健康に関する心配事を紙面で聞き取り、囑託医からの返答を個々に報告しています。 		
【A14】	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市立保育園のマニュアルをもとに、井土ヶ谷保育園としての食物アレルギー対応マニュアルを作成しています。 ・アレルギー疾患、慢性疾患のある子どもについては、入園時にガイドラインに沿って園長と保護者で面談しています。食物アレルギー疾患のある子どもの保護者とは、毎月1回アレルギー面談を行い、食材・献立等内容を確認しています。 ・アレルギー疾患のある子どもの情報は、職員会議等で共有し職員に周知しています。食物アレルギーのある子どもについては、テーブルを分け、食器を色分けし誤配膳、誤食防止をしています。また、0歳児のおんぶ紐も専用に使っています。 ・職員は、アレルギーに関する研修を受講し、アレルギー疾患、慢性疾患についての理解を深めています。2021(令和3)年度には、園内研修として「誤食の対応」のロールプレイ研修を行っています。 ・アレルギー疾患のある子どもの食事提供について、ほかの子どもたちには「なぜ除去食が必要なのか」を伝え、保護者にも理解を得るようにしています。 		

【A15】	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間食育計画を作成し、季節の野菜や果物を育て食べる経験や、簡単な調理体験ができるようにしています。栽培状況を写真で掲示し食材と料理について子どもにわかりやすく説明しています。 ・落ち着いた雰囲気ですぐに食事がとれるよう遊びと食事のスペースを分け、コロナ感染症拡大防止として、3人掛けテーブルを2人掛けにしました。また、食事時の会話が大きくなるように、小さな音量でBGMを流すなど工夫をしています。5歳児では、一定時間の中で、子ども一人ひとりが自分のタイミングで食事をする取り組みをしています。 ・子どもの発達段階に合わせ、離乳食、乳児食、幼児食の3段階で食事を提供し、2週間サイクルメニューになっています。 ・調理室前の食育ボードには、5歳児がその日の献立に使われている食材カードを4色栄養群に分けて示しています。コロナ禍において、子どもが調理や食材に触れる機会が減ったため、調理委託業者が食材や調理工程などを子どもにわかりやすく写真にし、食材や調理に関心がもてるように工夫しています。 ・玄関ホールには給食のサンプルケースを置き、保護者にはクラスだよりやドキュメンテーションで、食育に関する取組を伝えています。 		
【A16】	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理は業者に委託し、横浜市こども青少年局の栄養士と連携をとり、安心して食事ができるようにしています。 ・子どもの年齢や発達、体調に合わせた形態で提供しています。子どもの食べる量や苦手な食材は、保育士が把握し調整をしています。カレーライスのご飯とルーを分けるなど配慮しています。 ・喫食状況は職員で共有しています。例年は調理員が全クラスの喫食状況を見ていますが、コロナ感染症拡大防止のため自粛しています。残食があった場合、給食会議で検討し、次からのメニューや調理に生かしています。 ・献立は横浜市立保育園共通の献立で、旬の食材や季節を感じられるメニューを横浜市こども青少年局の栄養士が作成しています。献立には「南部焼、治部煮」といった地方食や「西湖豆腐」等他国の料理、横浜市こども青少年局の子どもアンケートを反映した「めっちゃうまいまんじゅう」等もあります。園では子どもたちが栽培し収穫した野菜をメニューに付け加えています。 ・衛生管理については、委託業者が会社独自の衛生管理マニュアルにもとづき適切に管理しています。 		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
【A17】	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・送迎時に、子どもの体調や家庭での様子等、日常的な情報交換を行っています。 ・保育方針や保育内容は、入園時の説明会で伝え、各クラスには園目標や月のねらいを掲示しています。また、保護者会では、保育内容や行事の意図を伝えています。日々の保育の様子について、0～2歳児クラスは個人連絡票や写真、3～5歳児クラスはドキュメンテーションで保護者に伝えています。子ども一人ひとりの様子を保護者に伝えていく方法を模索していますので、今後の工夫が期待されます。 ・コロナ禍において、行事や保護者の保育参加を自粛し、活動の取組や保育中の様子を写真で掲示したり、配付したりしました。 ・保育の意図や保育内容について「ドキュメンテーション」と色分けした「0歳児保育の3つの視点」「1、2歳児保育の5領域」「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を組み合わせて掲示することで、保護者に伝わりやすい工夫をしました。また、園内研修で行った「子どもの主体性について大切にしたいこと」を玄関ホールに掲示しています。 ・コロナ禍において、クラス懇談会はWEB会議システムで行い、懇談会の内容は、後日書面でも配付しました。 		

A-2-(2) 保護者等の支援		
【A18】	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・送迎時には保育士から挨拶し、保護者が話しやすい雰囲気づくりを心がけ、信頼関係を築くように努めています。 ・保護者からの相談は、内容に応じて面談日を設け、話をじっくり聞く体制があります。また、日常的な相談は送迎時にも受けています。 ・園としての個人面談は、保護者が予定を立てやすいように1か月前にはお知らせを配付し、日程調整しています。保護者からの個別の相談については、保護者の希望に応じて対応しています。 ・保育所の特性を生かし、保護者の子育ての悩みや集団生活で気になること、子どもの発達に関する心配事等の相談を受けています。必要に応じて、南区の子ども相談や横浜市中部地域療育センター等の関係機関を紹介し、連携が取れるように支援しています。離乳食の相談等は、調理員が助言しています。 ・保護者から相談を受けた保育士は、責任職に報告し、対応について検討しています。園長や副園長はコミュニケーションやカウンセリング等の研修を受けており、責任職が面談に同席する場合があります。 		
【A19】	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止マニュアルを整備し、早期発見できるようマニュアルにもとづいて対応しています。登園時には、子どもや保護者の様子がいつもと違うことはないかなどを確認し、子どもの様子の変化に目を向けて、早期発見につなげています。 ・虐待を疑うケースや虐待等権利侵害を発見した場合は、園全体で対応する体制があります。また、南区こども家庭支援課や横浜市中央児童相談所等の連携機関に報告し対応する仕組みがあります。 ・「子どもの育ちをフォローする関係機関」の一覧表を活用し、必要な機関と連携しています。 ・保護者が子どもの対応に困っている場合には、職員と一緒に子どもへの対応の仕方を考えています。 ・職員は南区の虐待防止研修を受講し、虐待に関する理解を深めています。また、子どもの人権を考える機会をもつなどの職員研修を行っています。 		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士は、日誌や指導計画等の記録やカリキュラム会議等で、保育実践の振り返りを行っています。 ・自己評価にあたっては、子どものこころの育ちや取り組む過程等にも配慮した自己評価を行っています。指導計画の「取り組み状況と保育士の振り返り」で、運動会の取り組み振り返りとして、子どもが年上のクラスへの憧れや見てもらう誇らしさなどを感じていること等を記載しています。 ・乳児会議や幼児会議等では、職員間で意見交換を行い、よりよい保育実践につなげています。また「こうしたほうが良かった」と言い合える関係性を築き、互いに学びや意識向上につなげています。 ・2021(令和3)年度の園の「保育の質の向上に向けた組織的な取り組み」の一つとして、カリキュラム会議等で「保育を共有する」としています。コロナ禍においては、例年通りに実施できない保育が多い中、保育士の自己評価にもとづいて、子どもとの関わり方や活動の仕方を見直し、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいます。 ・保育士は、各計画の自己評価、話し合いを行い、保育所全体の保育実践の自己評価につなげています。 		